

## 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するための必要不可欠な公共施設であって都市形成の根幹をなすものです。

都市施設に関する都市計画には以下のようなものが定められています。

### (1) 都市計画道路

道路は、自動車交通の用に供するだけでなく防災・都市環境の保護や上下水道・ガス等の埋設場所として用いられるなど多くの機能を有するほか、都市の形態を方向付ける重要な施設です。都市計画道路は、将来のまちの発展を予想して、都市計画法に基づき決定される道路網の計画です。

本市の都市計画道路は最初の路線が昭和40年3月23日に計画決定され、その後、11路線、総延長32,750mが決定されましたが、平成22年度には都市計画区域の再編により、路線番号や延長等の見直しを行い、現在は総延長33,090mとなっています。

#### ■東三河都市計画道路（田原市管内）一覧表（令和2年4月1日現在）

路線名	幅員	延長	整備済延長		整備率 (注1)	当初計画 決定日	最終決定日
			完成	暫定			
豊橋鳥羽線	30	6,750	5,640	1,110	83.6%	昭40.3.23	平22.12.24
浦片浜線	35	2,600	0	1,960	0%	昭46.3.31	平22.12.24
大草豊島線	16	4,780	120	0	2.5%	昭40.3.23	平22.12.24
田原中央線	16	6,930	2,150	1,364	31.0%	昭40.3.23	平22.12.24
神戸蔵王線	16	3,630	3,320	0	91.5%	昭40.3.23	平22.12.24
田原駅前通り線	20	4,070	2,950	0	72.5%	昭40.3.23	平22.12.24
姫島港線	16	2,490	2,490	0	100.0%	昭40.3.23	平22.12.24
田原駅南線	18	260	260	0	100.0%	平17.3.1	平24.12.24
加治赤石線	12	360	360	0	100.0%	昭60.7.24	平22.12.24
神戸赤石線	12	1,010	1,010	0	100.0%	昭60.7.24	平22.12.24
中央地区1号線	10	210	210	0	100.0%	平2.2.23	平22.12.24
合計		33,090	18,510	4,434	55.9%	==	==

(資料：街づくり推進課)

※注1…整備率は、計画どおり完成して供用している延長を総延長で除している。

## ■都市計画道路の位置図



## (2) 公園・緑地

公園・緑地は都市環境を保全するだけでなく生活水準の向上、余暇時間の増大等によるレクリエーションの場、コミュニティ育成の場を与え、自然とのふれあいを通じて、住民の健康の増進に役立つとともに、都市景観の増進、公害の防止、災害時の避難場所を提供するなど多くの機能を有しており、住民生活において必要不可欠な施設です。

現在、本市で都市計画決定されている公園緑地は、整備中の公園を含め、22箇所 46.13ha が決定されています。

### ■ 都市計画公園一覧表（令和2年4月1日現在）

種別	名称		面積 (ha)	供用開始 面積(ha)	決定年月日
	番号	公園名			
街区公園	2・2・601	新清谷公園	0.19	0.19	S55.12.1 町告示第 50 号
〃	2・2・602	神戸第一公園	0.28	0.28	S58.9.20 町告示第 35 号
〃	2・2・603	汐見公園	0.25	0.25	S60.9.25 町告示第 58 号
〃	2・2・604	赤石 3 号公園	0.63	0.63	H1.2.20 町告示第 15 号
〃	2・2・605	赤石 4 号公園	0.20	0.20	H1.2.20 町告示第 15 号
〃	2・2・606	赤石 5 号公園	0.10	0.10	H1.2.20 町告示第 15 号
〃	2・2・607	赤石 1 号公園	0.10	0.10	H2.2.23 町告示第 14 号
〃	2・2・608	赤石 2 号公園	0.22	0.22	H2.2.23 町告示第 14 号
〃	2・2・609	姫見台公園	0.24	0.24	H2.2.23 町告示第 14 号
〃	2・2・610	木綿台公園	0.16	0.16	H3.2.14 町告示第 9 号
〃	2・2・611	吉胡台なかよし公園	0.27	0.27	H12.12.14 町告示第 83 号
〃	2・2・612	大手公園	0.31	0.31	H15.3.25 町告示第 22 号
〃	2・2・613	片西 1 号公園	0.35	0.35	H17.1.31 市告示第 6 号
〃	2・2・614	片西 2 号公園	0.10	—	H17.1.31 市告示第 6 号
〃	2・2・615	夕陽が浜東公園	0.17	0.17	H9.2.20 町告示第 4 号 H10.8.25 町告示第 37 号
〃	2・2・616	夕陽が浜西公園	0.21	0.21	H9.2.20 町告示第 4 号 H10.8.25 町告示第 37 号
〃	2・2・617	福江公園	0.41	0.41	H24.12.5 市告示第 85 号
総合公園	5・5・5	滝頭公園	10.7	9.4	S58.2.9 町告示第 116 号
〃	5・5・6	白谷海浜公園	10.8	10.8	H4.3.23 町告示第 309 号
運動公園	6・5・5	中央公園	14.5	7.9	H14.2.22 町告示第 111 号
計		20 か所	40.19	31.78	

■ 都市計画公園一覧表（令和2年4月1日現在）

種別	名称		面積 (ha)	供用開始 面積(ha)	決定年月日
	番号	緑地名			
都市緑地	第14号	緑が浜緑地	5.83	5.83	S60.9.25 県告示第926号
					H4.2.17 県告示第149号
〃	第15号	新大坪緑地	0.11	0.11	S60.9.25 町告示第59号
計		2か所	5.94	5.94	

（3）公共下水道

下水道は、公衆衛生、浸水の防止、便所の水洗化、公共水域の水質保全、下水道資源の有効利用、水循環の創出など多様な役割が求められています。

これまで公共下水道事業は、旧3町で定められた基本計画に基づき事業を実施してきましたので、合併を契機に3つの下水道基本計画を統合し、新しく田原市公共下水道基本計画を策定しました。なお、見直しに際しては、上位計画である渥美湾等流域別下水道整備総合計画、全県域汚水適正処理構想などを反映しています。

なお、田原市の下水道排除方式は、汚水と雨水を別々に排除する分流式で家庭や工場から排出された汚水は道路など地下に埋設された汚水管を流れ、下水処理場に送られており、雨水の排除については、雨水管等を通じて河川などへ放流しています。

■ 都市計画下水道決定一覧

ア 処理施設

名称	位置	敷地面積
田原浄化センター	田原市緑が浜四号	約 35,000 m <sup>2</sup>
赤羽根浄化センター	田原市赤羽根町四貫目及び浜田地内	約 9,200 m <sup>2</sup>
渥美浄化センター	田原市高木町東田及び羽広地内	約 15,800 m <sup>2</sup>

イ 排水区域

名 称	面 積		備 考
田 原 公 共 下 水 道	田 原 处 理 区	雨 水 : 約 339ha	
		汚 水 : 約 450ha	
	赤 羽 根 处 理 区	雨 水 : 約 73ha	
		汚 水 : 約 73ha	
	渥 美 处 理 区	雨 水 : 約 133ha	
		汚 水 : 約 133ha	

ウ 下水管渠

ア) 雨水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
東部雨水放流幹線	田原市神戸町後申	田原市神戸町大坪	
出口川第1雨水幹線	田原市赤羽根町出口	田原市赤羽根町枝古	
入江川雨水幹線	田原市古田町寺ノ前	田原市古田町宮ノ原	

イ) 汚水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
田原放流幹線	田原市緑が浜四号	田原市緑が浜四号	
赤羽根放流幹線	田原市赤羽根町浜田	田原市赤羽根町浜田	
渥美汚水放流幹線	田原市高木町羽広	田原市高木町東田	

エ. その他の施設

名 称	位 置	敷 地 面 積
中部ポンプ場	田原市吉胡町中新地	約 3,090 m <sup>2</sup>
東大浜ポンプ場	田原市田原町橋上	約 2,000 m <sup>2</sup>
東部ポンプ場	田原市神戸町大坪	約 3,900 m <sup>2</sup>
田原中継ポンプ場	田原市田原町南新地	約 730 m <sup>2</sup>

◎田原浄化センターの概要

名 称：田原浄化センター

位 置：田原市緑が浜四号

敷 地：3.5ha

水処理方式：

(1, 2系) 凝集剤添加型循環式  
硝化脱窒法＋急速ろ過

(3～4系)：凝集剤添加型ス  
テップ流入式多段硝化脱窒法＋急速  
ろ過



◎赤羽根浄化センターの概要

名 称：赤羽根浄化センター

位 置：田原市赤羽根町四貫目  
及び浜田地内

敷 地：0.92ha

水処理方式：オキシデーショ  
ンディッチ法



◎渥美浄化センターの概要

名 称：渥美浄化センター

位 置：田原市高木町東田及び  
羽広地内

敷 地：1.58ha

水処理方式：凝集剤添加高度処理  
オキシデーショ  
ンディッチ法＋急速ろ過



## （４）汚物処理場

農業集落排水事業の一環として、野田地区集落からのし尿・生活雑排水を共同処理することにより、生活環境の整備と生活水準の向上を図るとともに、農業排水の水質保全及び排水路の機能を確保するために都市計画決定しました。

### ◎汚物処理場（野田クリーンセンター）の概要

名 称：1号 野田汚水処理場  
位 置：田原市野田町坂下  
都市計画決定：平成3年2月14日  
田原町告示第8号  
敷 地：0.3ha  
処理区域面積：約131ha  
計画人口：4,810人  
処理方法：回分式活性汚泥法  
計画汚水量：1,587m<sup>3</sup>/日（日最大）  
内 容：処理槽、脱水ケーキホッ  
パー室、ブロワー室、管  
理室



## （５）ごみ処理場・ごみ焼却場

近年、生活環境の変化により多種多様なごみが排出され、処理量も年々増加しています。市はごみの資源化、減量化に積極的に取り組むとともに、安全にごみを処理するため、ごみ処理場及びごみ焼却場を整備しました。

旧リサイクルセンターでは、ごみを固形燃料化及び堆肥化し再利用していましたが、施設が老朽化したため平成18年3月をもって稼働を停止しました。

代わって、平成17年4月より新リサイクルセンター（炭生館）の運用が開始されました。この施設は県下初のPFI事業として建設され、ごみから炭化物を製造し、炭化物は製鋼工場で再利用されます。

◎ごみ処理場（旧リサイクルセンター）の概要

【稼働停止】

名称：田原町ごみ処理場  
位置：田原市六連町神ノ釜  
都市計画決定：昭和60年2月18日  
田原町告示第70号  
工期：昭和60年9月  
～昭和62年3月  
敷地：約1.0ha  
処理能力：47t/日  
内容：高速堆肥化施設、破碎選別装置、発酵処理施設、  
土壌脱臭装置、固形燃料化施設、管理棟等



◎ごみ焼却場（赤羽根環境センター）の概要

【稼働停止】

名称：赤羽根町環境センター  
位置：田原市赤羽根町西山  
都市計画決定：平成5年5月28日  
赤羽根町告示第28号  
敷地：約0.49ha  
処理能力：5t/日  
内容：ごみ焼却施設、水処理施設、  
埋立処分施設、リサイクル施設、管理棟



◎ごみ処理場（新リサイクルセンター）の概要

名称：新リサイクルセンター  
（炭生館）  
位置：田原市緑が浜二号  
都市計画決定：平成15年3月25日  
田原町告示第21号  
敷地：約1.2ha  
処理能力：60t/日  
内容：工場棟（プラットホーム、  
ごみピット、破碎機室、  
炭化炉室、貯留・搬出室、  
管理棟）



## (6) 火葬場

明治 43 年に開設された火葬場は、昭和 27 年に改築と環境整備が実施され、また、昭和 34 年には焼屍炉一基を増設し運用されていました。施設の老朽化とともに周辺の都市化が進むにつれ、新たな火葬場の建設が急務となり、昭和 53 年 12 月、現在の場所に火葬場の都市計画決定を行い、周囲の景観を損なわないよう煙突の無い落ち着いた火葬場が建築されました。現斎場の老朽化及び施設統合、また増加する火葬需要に対応するため平成 30 年 3 月 12 日都市計画に定める面積が変更となりました。

### ◎田原斎場の概要

名 称：	田原市斎場
位 置：	田原市田原町衣笠
都市計画決定：	平成 30 年 3 月 12 日 田原市告示第 11 号
工 期：	平成 30 年 9 月～平成 34 年 3 月
敷 地：	約 1.6ha
処 理 能 力：	8 体/日
施 設 規 模：	火葬炉 5 基、動物炉 1 基、告別室兼収骨室 3 室、 待合室 5 室（既存葬祭棟 1 室）

## (7) 防潮の施設

本市は「三河湾地域リゾート整備構想の重点整備地区」として整備計画が進められました。

そこで、田原海岸地区を本市のリゾート構想の拠点として位置づけ、海浜公園等の整備を行うとともに、田原海岸後背地の都市施設の保全を図るため、突堤及び護岸を海岸保全施設として都市計画決定しました。

防潮の施設の名称・・・「田原海岸保全施設」

海岸保全区域

名 称	面 積	備 考
田原海岸保全区域	約 18ha	

突 堤

名 称	位 置	区 域		備 考
		幅 員	延 長	
第1号白谷1号突堤	田原市白谷町中畑地先	38m	150m	
第2号白谷2号突堤	田原市白谷町谷津地先	41m	150m	
第3号白谷3号突堤	田原市白谷町平松地先	41m	150m	

護 岸

名 称	位 置		区 域		備 考
	起 点	終 点	幅 員	延 長	
第4号白谷海岸階段護岸	田原市白谷町中畑地先	田原市白谷町平松地先	28m	992m	

都市計画決定 平成2年12月12日 愛知県告示第1115号